

相談場所・問合せ・予約

練馬区区民相談所 TEL:03-5984-4523

住所：練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎5階
(西武池袋線・都営大江戸線 練馬駅から徒歩5分)



石神井庁舎区民相談室 TEL:03-3995-1100

住所：練馬区石神井町3-30-26 練馬区石神井庁舎2階
(西武池袋線 石神井公園駅西口から徒歩5分)



※上記2カ所の予約受付時間は月曜～金曜日の
午前9時～午後5時

男女共同参画センター(えーる) TEL:03-3996-9050

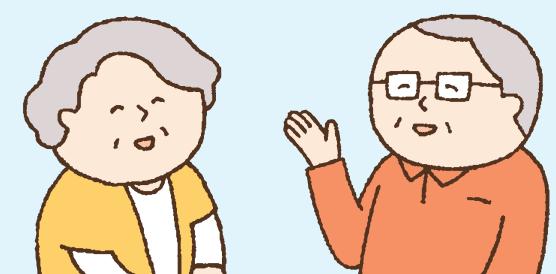
住所：練馬区石神井町8-1-10
(西武池袋線 石神井公園駅西口から徒歩6分)



※予約受付時間は祝休日以外は午前9時～午後7時
祝休日は午前9時～午後5時

ご相談の前に

- 区民相談は練馬区在住の方が利用できます。
- 祝休日は相談がありません。
- 対面相談・電話相談のいずれも可能です。(※表示登記(調査・測量)相談は対面のみとなります。)予約の際にお選びください。電話相談の通話料はご負担していただきます。
- 同じ内容のご相談は原則1回となります。
- 相談内容により、他の専門機関をご紹介する場合があります。
- 相談方法が変更になる場合や、相談が休止になる場合があります。最新の情報は練馬区ホームページをご覧いただけ、電話でお問い合わせください。



その他の相談（経営・労働）

種類・内容	相談員	場所・申込先
経営に関する相談 起業に関する相談	中小企業診断士等 ※事前予約	練馬ビジネス サポートセンター TEL:03-6757-2020
従業員向け労働相談 労働条件 退職トラブル 労災・雇用保険 在職老齢年金など	社会保険労務士 ※事前予約	サンライフ練馬 TEL:03-3970-0250 勤労福祉会館 TEL:03-3923-5511

区民相談のご案内

一相談は無料です



まずは、お気軽にご相談ください！

ホームページはこちらをご覧ください



練馬区区民相談

検索

練馬区



区民相談は、区民の方が日常生活で抱える悩みや問題について、解決に向けた糸口を見出していたくことを目的としています。

予約の方法

相談希望日の1週間前の9時から予約できます。相談を希望する場所に電話でお申込みください。
※1週間前が祝休日の場合は翌平日から予約できます（えーる相談室を除く）。

予約が必要な相談

法律相談（弁護士）

相続、借地・借家、金銭トラブル、離婚、契約関係などの法律問題、交通事故の示談・調停などの相談

場所／曜日・時間	月	火	水	木	金	土	時間
練馬区区民相談所	○	—	○	—	○	—	
石神井庁舎区民相談室	—	○	—	○	—	—	13時～16時 30分以内
男女共同参画センター えーる相談室	—	—	—	—	—	○	

法律相談のみ、1年間に一人3回までの回数制限があります

※Zoomを利用したオンライン法律相談を実施しています

相談日時	水曜日15時15分から（相談時間は30分以内）
予約の方法	相談日の一週間前から2日前（土日・祝日を除く）までにお電話で練馬区区民相談所へ

税務相談（税理士）

相続税、贈与税、譲渡所得に関する課税など国税についての相談（確定申告は対象外です）

場所／曜日・時間	水	金	時間
練馬区区民相談所	—	○	10時～16時
石神井庁舎区民相談室	○	—	40分以内

身の上相談（専門相談員）

離婚問題・夫婦関係・親族関係など家庭内のことについての相談

場所／曜日・時間	月	木	金	時間
練馬区区民相談所	○	○	—	13時～16時
石神井庁舎区民相談室	—	—	○	50分以内

不動産取引事前相談（宅地建物取引士）

不動産取引（売買・賃貸など）の紛争や事故を未然に防ぐための相談

場所／曜日・時間	火	水	時間
練馬区区民相談所	○	—	13時～16時
石神井庁舎区民相談室	—	○	50分以内

権利登記・供託相談（司法書士）

土地の名義変更など不動産の権利登記、裁判所・検察庁に提出する書類などの相談

場所／曜日・時間	第2・4木	第2・4月	時間
練馬区区民相談所	○	—	13時～16時
石神井庁舎区民相談室	—	○	30分以内

交通事故相談（専門相談員）

交通事故に遭ったときの損害賠償手続き、各種保険の請求など具体的な手続きの相談

場所／曜日・時間	第2・4火	第1・3金	時間
練馬区区民相談所	○	—	10時～16時
石神井庁舎区民相談室	—	○	50分以内

人権擁護相談（人権擁護委員）

差別、いじめ、名誉の失墜などに関する相談

場所／曜日・時間	第1木	第2月	時間
練馬区区民相談所	○	—	13時～16時
石神井庁舎区民相談室	—	○	50分以内

表示登記（調査・測量）相談（土地家屋調査士）

不動産の表示登記に必要な土地・建物の調査・測量全般に関する相談 ※対面相談のみ

場所／曜日・時間	第1月	第1・3木	時間
練馬区区民相談所	—	○	13時～16時
石神井庁舎区民相談室	○	—	50分以内

心の相談（カウンセラー）

孤独、挫折、不安などの精神的悩みなどについての相談
※練馬区区民相談所のみ

場所／曜日・時間	火	時間
練馬区区民相談所	○	10時～16時 50分以内

暮らしと事業の手続き相談（行政書士）

暮らしと事業の手続き相談（行政書士）

官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類（遺言・契約書・許認可など）の相談

場所／曜日・時間	第1火	第3月	時間
練馬区区民相談所	○	—	10時～16時
石神井庁舎区民相談室	—	○	50分以内

予約が不要な相談

行政相談（行政相談委員）

国の行政や独立行政法人などの仕事への苦情、要望などの相談

場所／曜日・時間	第1水	第3水	時間
練馬区区民相談所	○	—	13時～16時
石神井庁舎区民相談室	—	○	50分以内